

## 「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」中一部改正

- 3. (1) ハ. を横線のとおり改める。
  - ハ. 連結および単体自己資本比率（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出する比率をいう。以下同じ。）が、基準時点（受託者の選定を行う日（以下「選定日」という。）の直近の決算期末（中間期末を含む。以下同じ。）をいう。ただし、選定日において直近の決算期末の同比率が判明していない場合には、同比率が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、基準時点以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。
  
- 附則を横線のとおり改める。
  - (附 則)
    - 1. この基本要領は、本日から実施する。
    - 2. 3. (1) ハ. に定める自己資本比率は、普通株式等 Tier1 比率については、2013 年 3 月 31 日から 2014 年 3 月 30 日までの間は 3.5%以上、2014 年 3 月 31 日から 2015 年 3 月 30 日までの間は 4%以上とし、Tier1 比率については、2013 年 3 月 31 日から 2014 年 3 月 30 日までの間は 4.5%以上、2014 年 3 月 31 日から 2015 年 3 月 30 日までの間は 5.5%以上とする。